

令和4年第4回水戸市議会定例会議案

市議会議案第79号	水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例	1
〃 第80号	水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例	13
〃 第81号	水戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	15
〃 第82号	水戸市介護保険条例の一部を改正する条例	17
〃 第83号	指定管理者の指定について（水戸市いきいき交流センターあかしあ）	19
〃 第84号	指定管理者の指定について（水戸市五軒町立体駐車場）	21
〃 第85号	指定管理者の指定について（児童遊園）	23
〃 第86号	市道路線の認定及び廃止について	25
〃 第87号	新斎場建設工事請負契約の締結について	49
〃 第88号	新斎場建設電気設備工事請負契約の締結について	51
〃 第89号	新斎場建設機械設備（空調）工事請負契約の締結について	53
〃 第90号	新斎場建設火葬炉設備工事請負契約の締結について	55
〃 第91号	水戸市消防本部南消防署移転改築工事請負契約の変更について	57
〃 第92号	財産の取得について（水戸市民会館スチール家具）	59
〃 第93号	財産の取得について（水戸市民会館ピアノ（その1））	61
〃 第94号	財産の取得について（水戸市民会館ピアノ（その2））	63
〃 第95号	令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）	65
〃 第96号	令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）	69
〃 第97号	令和4年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第1号）	71
〃 第98号	令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）	73
報 告 第68号	専決処分について（水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例）	75
〃 第69号	専決処分について（訴えの提起について）	77
〃 第70号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	79
〃 第71号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	81
〃 第72号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	83
〃 第73号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	85
〃 第74号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	87
〃 第75号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	89
〃 第76号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	91
〃 第77号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	93
〃 第78号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	95
〃 第79号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	97
〃 第80号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	99

水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

(水戸市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第1条 水戸市職員の定年等に関する条例(昭和59年水戸市条例第2号)の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 定年制度(第2条-第5条)

第3章 管理監督職勤務上限年齢制(第6条-第8条)

第4章 定年前再任用短時間勤務制(第9条)

第5章 雑則(第10条)

付則

第1章 総則

第1条中「)第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。)第22条の4第1項及び第2項,第28条の2,第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め,同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め,同条ただし書を削る。

第4条第1項中「のいずれかに該当する」を「に掲げる事由がある」に,「その職員に」を「同条の規定にかかわらず,当該職員に」に,「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に,「引き続いて」を「,引き続き」に改め,同項第1号中「その」を「当該」に,「より」を「より生ずる欠員を容易に補充することができず」に,「とき」を「こと」に改め,同項第2号中「,その」を「,当該」に,「よる」を「より生ずる」に,「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め,同項第3号中「その」を「当該」に,「とき」を「こと」に改め,同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に,「存する」を「ある」に,「うえ,」を「上,これらの期限の翌日から起算して」に改め,同項ただし書中「その」を「当該」に改め,同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め,同条第4項中「任命権者は」の次に「,第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え,「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に,「その」を「当該」に,「繰り上げて退職させることができる」を「繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は,水戸市職員の給与に関する条例(昭和32年水戸市条例第36号)第10条第1項に規定する職(同条例別表第3の適用を受ける職員が占める職を除く。)及び水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年水戸市条例第39

号)第4条に規定する職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(第3号において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次の各号に掲げる基準を遵守しなければならない。

(1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。

(2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

(3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)の他の職への降任等もする場合に、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第9条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

3 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における職員(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年水戸市条例第 号)第1条の規定による改正前の第3条ただし書に規定する職員を除く。次項において同じ。)に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

4 任命権者は、当分の間、職員が年齢60年に達する日の属する年度の前年度(以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。)(情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員(異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員(以下この項において「末日経過職員」という。))を除く。)にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度(当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度)において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(水戸市職員の分限に関する条例の一部改正)

第2条 水戸市職員の分限に関する条例(昭和26年水戸市条例第76号)の一部を次のように改正する。

第2条中「とする」を「並びに法第28条の2第1項に規定する降給(同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、降格することをいう。)とする」に改める。

第2条の2中「降任された」を「降任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった」に、「該当する場合において」を「該当し」に、「ときは」を「場合は」に改める。

付則を付則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、付則に次の見出し及び2項を加える。

(降給の種類の特例等)

2 水戸市職員の給与に関する条例付則第36項の規定の適用を受ける職員に対する第2条及び第5条第2項の規定の適用については、当分の間、第2条中「並びに法」とあるのは「、法」と、「とする」とあるのは「並びに水戸市職員の給与に関する条例(昭和32年水戸市条例第36号)付則第36項の規定による降給とする」と、同項中「(昭和32年水戸市条例第36号)又は」とあるのは「又は」とする。

3 第3条第3項の規定は、水戸市職員の給与に関する条例付則第36項の規定による降給の場合には、適用しない。この場合において、同項の規定の適用を受ける職員には、規則で定めるところにより、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(水戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第3条 水戸市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年水戸市条例第77号)の一部を次のように改正する。

第3条中「給料」を「その発令の日に受ける給料」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(水戸市職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 水戸市職員の給与に関する条例(昭和32年水戸市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「規則の」を「規則で」に改め、同条第4項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第6項を次のように改める。

6 55歳(医療職給料表の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員の第4項の規定による昇給は、前項の規定にかかわらず、第4項に規定する期間における当該職員の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規則で定める基準に従い決定するものとする。

第6条第10項中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)及び」を削り、「その者」を「当該職員」に、「再任用職員の欄」を「定年前再任用短時間勤務職員の部」に、「給料月額」を「基準給料月額」に改める。

第6条の2第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項」を「当該職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の部に掲げる基準給料月額のうち、当該職員の属する職務の級に応じた額に、同項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条の3第1項中「次に」を「次の各号に」に改め、同項第1号中「料金(以下)」を「料金(第3号及び次項第1号において)」に改め、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額(以下)」の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第14条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」を削り、同項第1号中「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項第1号中「場合は」を「場合には」に改める。

第19条第2項中「第11条」を「第6条第2項から第9項まで、第11条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第20条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「この条」を「この項から第3項まで」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項中「各任命権者が支給する」を「職員に支給される」に、「その者に所属する」を「総額は、」に、「ごとの総額は」を「に応じ」に改め、同項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付則に次の7項を加える。

36 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(付則第38項において「特定日」という。)以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定により

当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。

37 前項の規定は、次の各号に掲げる職員には、適用しない。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて採用される職員及び非常勤職員

(2) 医療職給料表の適用を受ける職員

(3) 水戸市職員の定年等に関する条例(昭和59年水戸市条例第2号)第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)

38 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び付則第40項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に付則第36項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、付則第36項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

39 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第1項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

40 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(付則第36項の規定の適用を受ける職員に限り、付則第38項に規定する職員を除く。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

41 付則第38項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の付則第36項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

42 付則第36項から前項までに定めるもののほか、付則第36項の規定による給料月額、付則第38項の規定による給料その他付則第36項から前項までの規定の施行について必要な事項は、規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の部中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

「

	円	円	円	円	円	円	円	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---

」を

「

	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円

」に、

382,600

382,600
383,100
383,500
383,900
384,200

」を「」に改め、同表再任用職員の部を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

別表第2再任用職員以外の職員の部中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

	円	円	円	円	円	円	円	円
--	---	---	---	---	---	---	---	---

」を

	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円

」に改

め、同表再任用職員の部を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	

別表第3再任用職員以外の職員の部中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、

	円	円	円	円
--	---	---	---	---

」を

	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円

」に改め、同表再任用職員の部を次のように改め

る。

定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円
	296,200	338,600	393,000	466,000

(水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第5条 水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年水戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「（以下「職員」を「（第11条の3第2項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下これらを「職員」に改める。

第11条の3第2項中「地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項、」を「定年前再任用短時間勤務職員及び」に改める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年水戸市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改める。

（水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 水戸市職員の育児休業等に関する条例（平成4年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号及び第9条第2号中「引き続いて」を「引き続き」に改める。

第18条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第8条 水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に、「職員で同法第28条の5第1項」を「同項」に、「もの」を「職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（水戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正）

第9条 水戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例（平成14年水戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員

第2条第2項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項第4号中「引き続いて」を「引き続き」に改める。

（水戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条 水戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年水戸市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（水戸市職員の再任用に関する条例の廃止）

第11条 水戸市職員の再任用に関する条例（平成13年水戸市条例第3号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第9条の規定 公布の日
- (2) 第4条中水戸市職員の給与に関する条例第6条第6項の改正規定及び別表第1の改正規定

(「

382,600

」を「

382,600
383,100
383,500
383,900
384,200

」に改める部分に限る。) 令和6年4月1日

(水戸市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置)

第2条 任命権者は、基準日(この条例の施行の日(以下「施行日」という。))、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における第1条の規定による改正後の水戸市職員の定年等に関する条例(以下「改正後の定年条例」という。)第3条に規定する定年(以下「改正後の定年条例定年」という。))が基準日の前日における改正後の定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における第1条の規定による改正前の水戸市職員の定年等に関する条例(以下「改正前の定年条例」という。)第3条に規定する定年(以下「改正前の定年条例定年」という。))を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の規則で定める職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る改正後の定年条例定年(基準日が施行日である場合には、施行日の前日における改正前の定年条例定年)に達している職員(当該規則で定める職にあっては、規則で定める職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(水戸市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第3条 任命権者は、次の各号に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日(以下「特定年齢到達年度の末日」という。)までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正前の定年条例定年(施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前の定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に改正前の定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者(前2号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、改正前の地方公務員法再任用(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。))による改正前の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。)又は暫定再任用(この項若しくは次項又は次条第1項若

しくは第2項の規定により採用することをいう。次項第5号において同じ。)をされたことがあるもの

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次の各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る改正後の定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に改正後の定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に改正後の定年条例第9条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法(以下「改正後の地方公務員法」という。)第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者
- (4) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前3号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (5) 25年以上勤続して施行日以後に退職した者(前各号に掲げる者を除く。)であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

3 前2項の規定により定められた任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員(第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項並びに付則第10条において同じ。)の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価の結果その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、改正後の地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(改正後の定年条例第9条に規定する短時間勤務の職をいう。以下この項及び次項並びに付則第6条から第8条まで及び第10条第3項において同じ。)に係る改正前の定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における改正前の定年条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前の定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。)に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、改正後の地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る改正後の定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合にお

ける改正後の定年条例定年をいう。付則第8条において同じ。)に達している者(改正後の定年条例第9条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢)

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における改正前の定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後の地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢)

第6条 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後の地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条又は第6条の規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する改正後の地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける改正前の定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次の各号に掲げる職のうち、当該職が基準日(付則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日(施行日を除く。))をいう。以下この条において同じ。)の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における改正後の定年条例定年が基準日の前日における改正後の定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職(短時間勤務の職を含む。)

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職(短時間勤務の職を含む。)

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る改正後の定年条例定年に達している職員とする。

(水戸市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日(令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4

月1日をいう。以下この条において同じ。)から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における改正後の定年条例定年相当年齢が基準日の前日における改正後の定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の規則で定める短時間勤務の職(以下この条において「改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。)に、基準日の前日までに改正後の定年条例第9条に規定する年齢60年以上退職者となった者(基準日前から改正後の定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している者(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める者)を、改正後の定年条例第9条の規定により採用することができず、改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下この条及び付則第10条において「定年再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該改正後の定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る改正後の定年条例定年相当年齢に達している定年再任用短時間勤務職員(当該規則で定める短時間勤務の職にあつては、規則で定める定年再任用短時間勤務職員)を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(水戸市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 暫定再任用職員で常時勤務を要する職を占めるもの(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用常時勤務職員が定年再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される水戸市職員の給与に関する条例第5条第1項各号に規定する給料表の定年再任用短時間勤務職員の部に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用常時勤務職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用常時勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用常時勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用職員で短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される水戸市職員の給与に関する条例第5条第1項各号に規定する給料表の定年再任用短時間勤務職員の部に掲げる基準給料月額のうち、同条例第6条第1項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第8条の規定による改正後の水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年再任用短時間勤務職員とみなして、第4条の規定による改正後の水戸市職員の給与に関する条例(以下「改正後の給与条例」という。)第12条の3第2項及び第14条第2項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の給与条例第20条第3項の規定を適用する。

水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

水戸市児童遊園条例（平成2年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表水戸市河和田町新田前児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市河和田町東原児童遊園	水戸市河和田町209番8
---------------	--------------

別表水戸市小吹町釜場児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市小吹町水戸道児童遊園	水戸市小吹町2289番6
---------------	--------------

別表水戸市千波町千波原第5児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市千波町千波原第6児童遊園	水戸市千波町2877番92
-----------------	---------------

別表水戸市東野町東谷津児童遊園の項中「水戸市東野町669番14」を「水戸市東野町649番10」に改め、

同項の次に次のように加える。

水戸市東野町東谷津第1児童遊園	水戸市東野町548番11
-----------------	--------------

水戸市東野町東谷津第2児童遊園	水戸市東野町608番8
-----------------	-------------

別表水戸市西原1丁目児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市西原1丁目第1児童遊園	水戸市西原1丁目3481番20
----------------	-----------------

別表水戸市平須町池ノ淵第1児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市平須町尾猿塚児童遊園	水戸市平須町1817番19
---------------	---------------

別表水戸市米沢町代官山下第1児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市米沢町代官山下第2児童遊園	水戸市米沢町630番17
------------------	--------------

付 則

この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、別表水戸市東野町東谷津児童遊園の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

6 改正後の給与条例第21条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年水戸市条例第 号）付則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。））」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 水戸市職員の給与に関する条例第6条第2項、第5項及び第7項から第9項まで、第10条の2から第12条まで並びに第12条の4並びに改正後の給与条例第6条第3項、第4項及び第6項の規定は、暫定再任用職員には、適用しない。

（水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 暫定再任用短時間勤務職員は、第5条の規定による改正後の水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「改正後の企業職員給与条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

2 改正後の企業職員給与条例第11条の3第2項の規定は、暫定再任用常時勤務職員について準用する。

（水戸市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の水戸市職員の育児休業等に関する条例第18条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、第8条の規定による改正後の水戸市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（水戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第14条 暫定再任用常時勤務職員に対する第9条の規定による改正後の水戸市職員の公益的法人等への派遣に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（水戸市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年水戸市条例第 号）付則第3条第1項又は第2項の規定により採用される職員を除く。））」とする。

（水戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第15条 暫定再任用短時間勤務職員は、第10条の規定による改正後の水戸市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第81号

水戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

水戸市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和41年水戸市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項の表水戸市城南1丁目7番4号の項中「水戸市城南1丁目7番4号」を「水戸市元吉田町537番地の2」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第82号

水戸市介護保険条例の一部を改正する条例

水戸市介護保険条例（平成12年水戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「72人」を「60人」に改める。

第3条第3項中「6人」を「5人」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、市長がその数を減じて定数を定めることができる。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第83号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 水戸市いきいき交流センターあかしあ
- 2 指定管理者となる団体の名称 社会福祉法人水戸市社会福祉協議会
- 3 指定の期間 令和5年10月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

市議会議案第84号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 水戸市五軒町立体駐車場
- 2 指定管理者となる団体の名称 株式会社ジェイエスケイ
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 - (1) 水戸市河和田町東原児童遊園
 - (2) 水戸市小吹町水戸道児童遊園
 - (3) 水戸市千波町千波原第6児童遊園
 - (4) 水戸市東野町東谷津第1児童遊園
 - (5) 水戸市東野町東谷津第2児童遊園
 - (6) 水戸市西原1丁目第1児童遊園
 - (7) 水戸市平須町尾猿塚児童遊園
 - (8) 水戸市米沢町代官山下第2児童遊園
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人水戸市公園協会
- 3 指定の期間 令和5年1月1日から令和8年3月31日まで

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

市議会議案第86号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものとする。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

別紙

1 路線の認定

路線名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
河和田 244号線	起点 幹線市道37号交点 水戸市河和田2丁目1793番8地先	終点 市道上中妻283号交点 水戸市河和田2丁目1931番1地先		423.60		10.00 ~16.00	再認定 道 路
河和田 245号線	起点 幹線市道18号交点 水戸市河和田町212番3地先	終点 市道河和田88号交点 水戸市河和田町209番24地先		160.78		6.35	開発行為 道 路
河和田 246号線	起点 市道河和田87号交点 水戸市河和田町209番8地先	終点 市道河和田245号交点 水戸市河和田町209番26地先		47.60		6.35	開発行為 道 路
寿 283号線	起点 市道寿44号交点 水戸市小吹町2289番5地先	終点 水戸市小吹町2289番27地先		87.83		6.35 ~6.36	開発行為 道 路
寿 284号線	起点 市道寿94号交点 水戸市平須町1814番374地先	終点 水戸市平須町1817番23地先		100.74		6.34 ~6.35	開発行為 道 路
笠原 279号線	起点 市道笠原43号交点 水戸市笠原町1773番6地先	終点 水戸市笠原町1766番地先		81.00		4.49 ~4.63	認定外 道 路
笠原 280号線	起点 幹線市道14号交点 水戸市笠原町50番4地先	終点 水戸市笠原町43番10地先		41.37		6.35	開発行為 道 路
笠原 281号線	起点 市道吉田3号交点 水戸市米沢町468番1地先	終点 市道吉田3号交点 水戸市米沢町915番地先		322.47		6.34 ~6.38	開発行為 道 路
笠原 282号線	起点 市道笠原281号交点 水戸市米沢町630番11地先	終点 市道笠原281号交点 水戸市米沢町629番11地先		99.60		6.35 ~6.38	開発行為 道 路
笠原 283号線	起点 市道笠原281号交点 水戸市米沢町630番16地先	終点 市道笠原282号交点 水戸市米沢町630番11地先		57.72		6.34 ~6.39	開発行為 道 路
笠原 284号線	起点 市道笠原281号交点 水戸市米沢町630番26地先	終点 市道笠原282号交点 水戸市米沢町629番13地先		56.14		6.35 ~6.36	開発行為 道 路

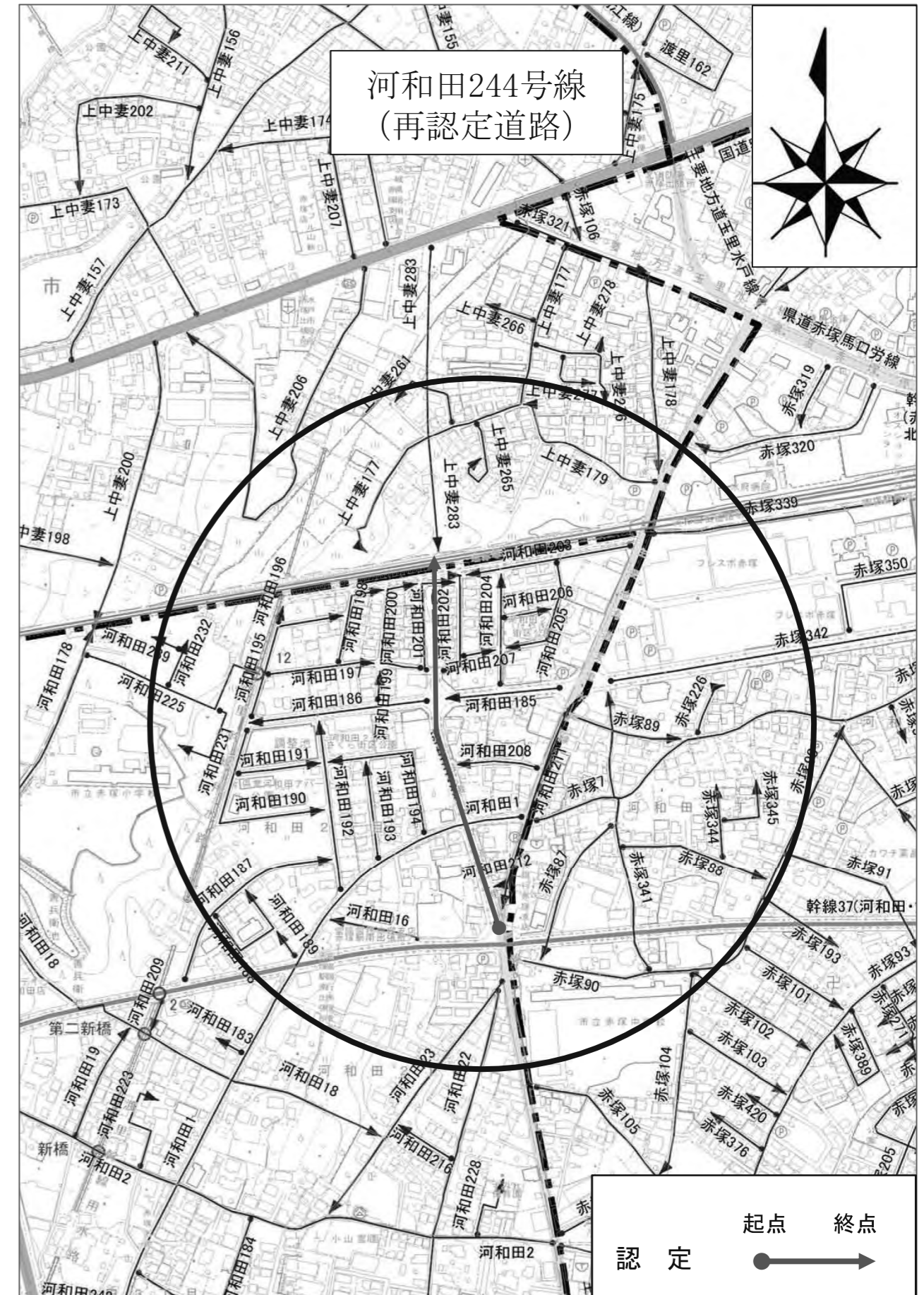
路線名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
笠原 285号線	起点 市道笠原187号交点 水戸市東野町548番7地先	終点 市道笠原187号交点 水戸市東野町548番11地先		325.41		6.35 ~6.50	開発行為 道 路
笠原 286号線	起点 市道吉田3号交点 水戸市東野町661番4地先	終点 市道笠原101号交点 水戸市東野町789番2地先		736.17		6.34 ~6.54	開発行為 道 路
笠原 287号線	起点 市道笠原286号交点 水戸市東野町649番22地先	終点 市道笠原286号交点 水戸市東野町623番5地先		207.14		6.35 ~6.36	開発行為 道 路
笠原 288号線	起点 市道笠原286号交点 水戸市東野町637番6地先	終点 市道笠原287号交点 水戸市東野町627番9地先		31.09		6.34 ~6.35	開発行為 道 路
笠原 289号線	起点 市道笠原286号交点 水戸市東野町608番2地先	終点 水戸市東野町608番7地先		32.12		6.35	開発行為 道 路
笠原 290号線	起点 市道笠原287号交点 水戸市東野町642番7地先	終点 水戸市東野町649番14地先		39.37		6.35	開発行為 道 路
笠原 291号線	起点 市道笠原287号交点 水戸市東野町627番16地先	終点 水戸市東野町642番4地先		36.97		6.35	開発行為 道 路
笠原 292号線	起点 市道笠原287号交点 水戸市東野町627番19地先	終点 水戸市東野町627番16地先		13.55		4.35	開発行為 道 路
吉田 341号線	起点 市道吉田340号交点 水戸市吉沢町83番19地先	終点 水戸市吉沢町89番15地先		42.97		6.34 ~6.35	開発行為 道 路
吉田 342号線	起点 市道吉田51号交点 水戸市米沢町384番11地先	終点 市道駅南180号交点 水戸市米沢町384番14地先		62.17		6.34 ~6.35	開発行為 道 路
渡里 334号線	起点 市道渡里74号交点 水戸市堀町1292番5地先	終点 水戸市堀町1292番15地先		98.55		6.35 ~6.36	開発行為 道 路

市道路線の認定の位置図

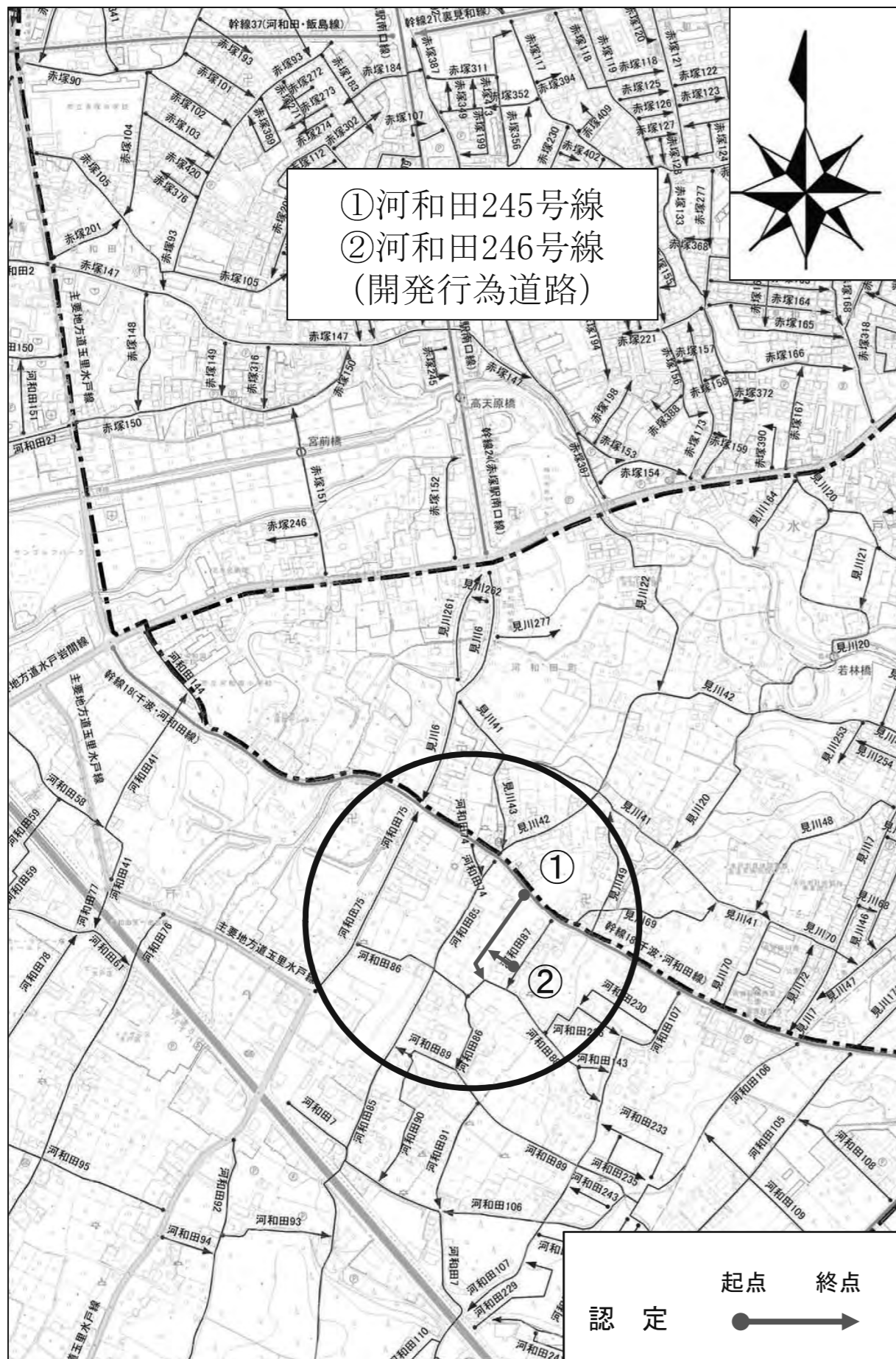
路線名	起点	終点	重要な経過地	延長 (m)		幅員 (m)	参考
				道路	橋りょう		
赤塚427号線	起点 市道赤塚117号交点 水戸市見和3丁目612番27地先	終点 水戸市見和3丁目612番30地先		37.11		6.35 ~6.36	開発行為道路
見川309号線	起点 幹線市道19号交点 水戸市見川2丁目161番6地先	終点 水戸市見川2丁目161番11地先		47.58		6.35 ~6.36	開発行為道路
千波189号線	起点 市道千波3号交点 水戸市千波町2879番41地先	終点 水戸市千波町2879番83地先		102.92		6.34	開発行為道路
常磐355号線	起点 市道常磐189号交点 水戸市西原1丁目3481番21地先	終点 水戸市西原1丁目3481番12地先		93.60		6.33 ~6.36	開発行為道路
常磐356号線	起点 市道常磐5号交点 水戸市袴塚3丁目2137番2地先	終点 水戸市袴塚3丁目2128番6地先		43.00		4.00 ~4.19	寄附道路
内原8-3151号線	起点 主要地方道石岡城里線交点 水戸市内原町1472番30地先	終点 水戸市内原町1472番38地先		44.43		6.34 ~6.37	開発行為道路

2 路線の廃止

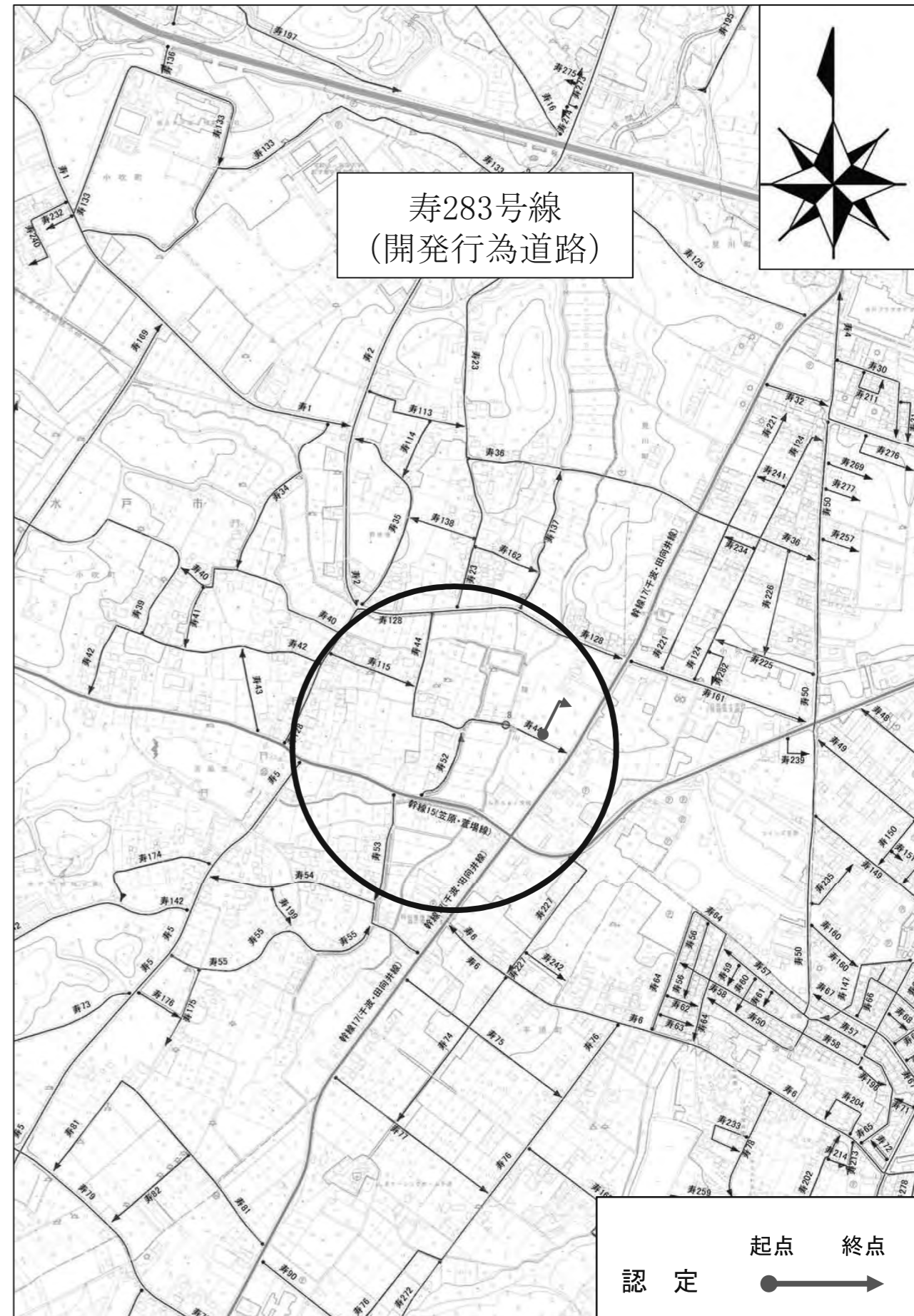
路線名	起点	終点	重要な経過地	延長 (m)		幅員 (m)	参考
				道路	橋りょう		
河和田180号線	起点 幹線市道37号交点 水戸市河和田2丁目1793番1地先	終点 常磐線交点 水戸市河和田2丁目1943番5地先		407.26		10.00 ~16.00	



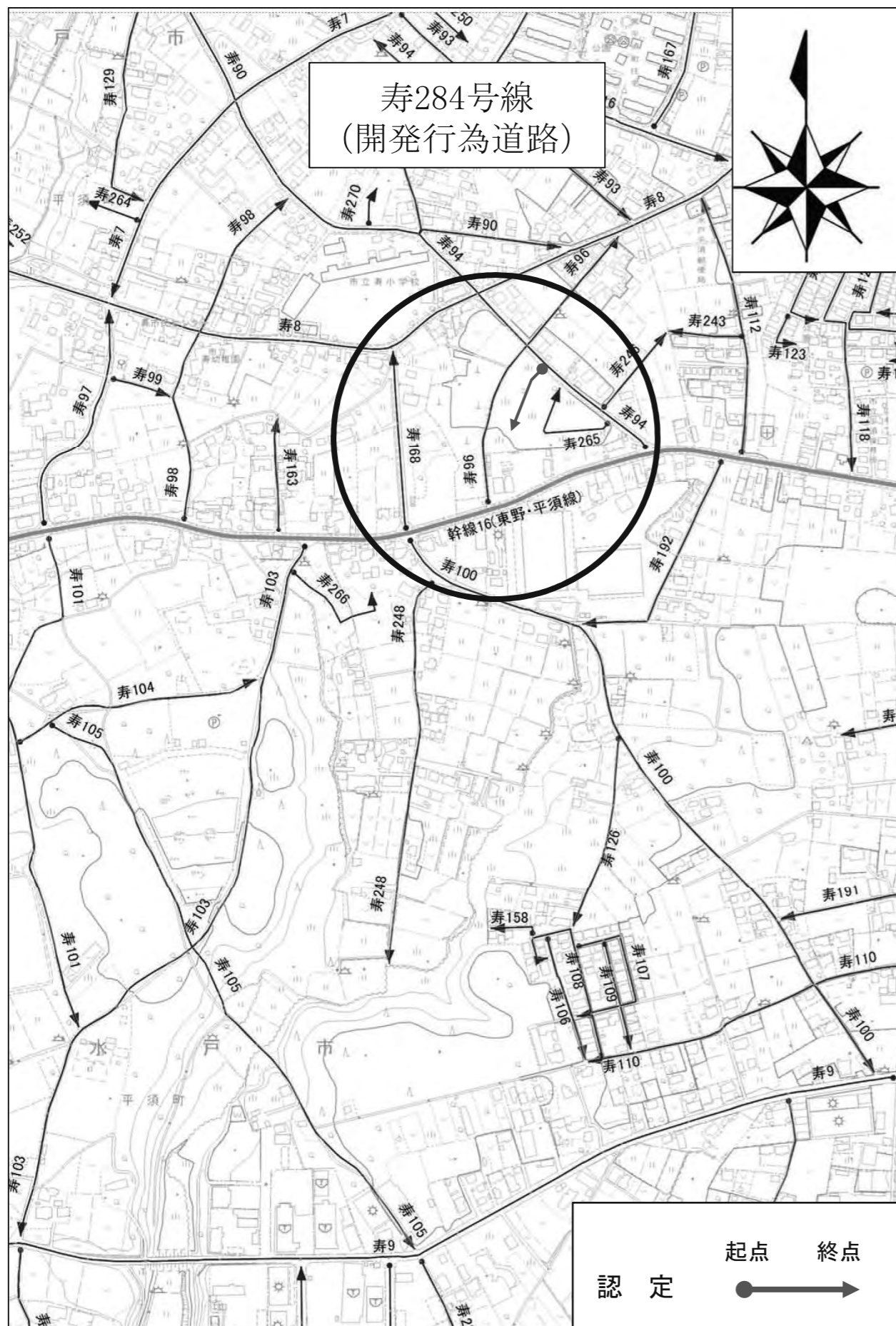
市道路線の認定の位置図



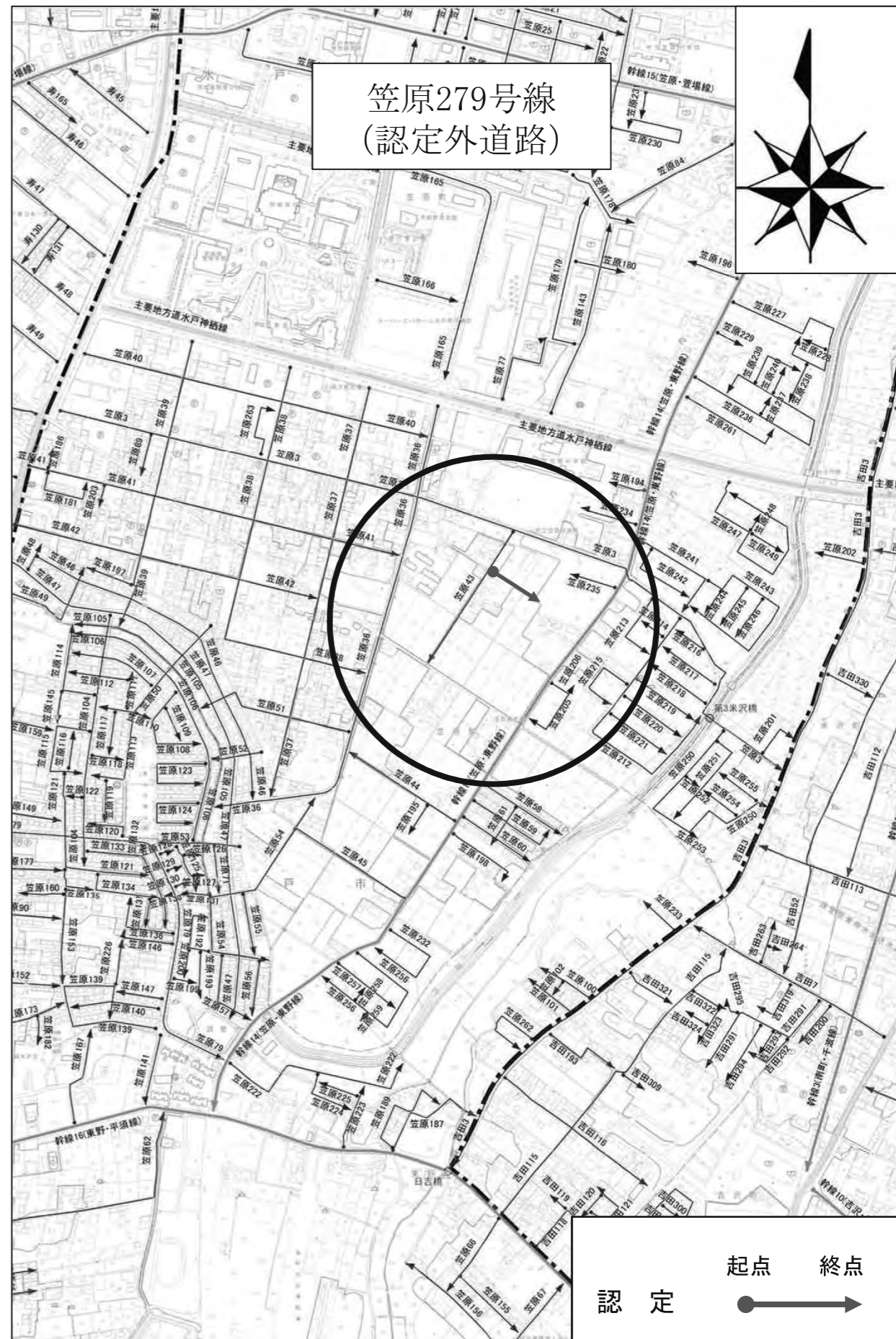
市道路線の認定の位置図



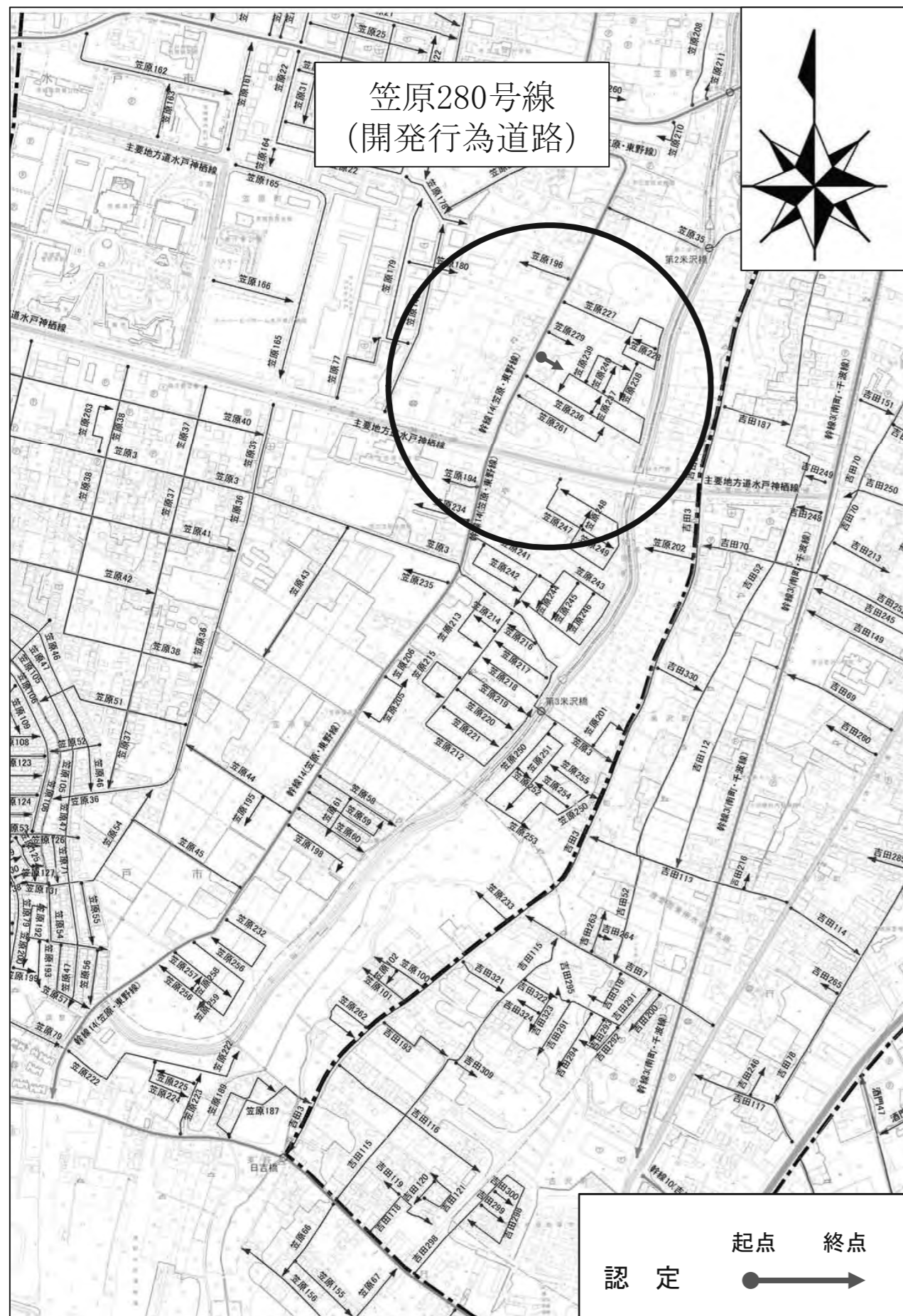
市道路線の認定の位置図



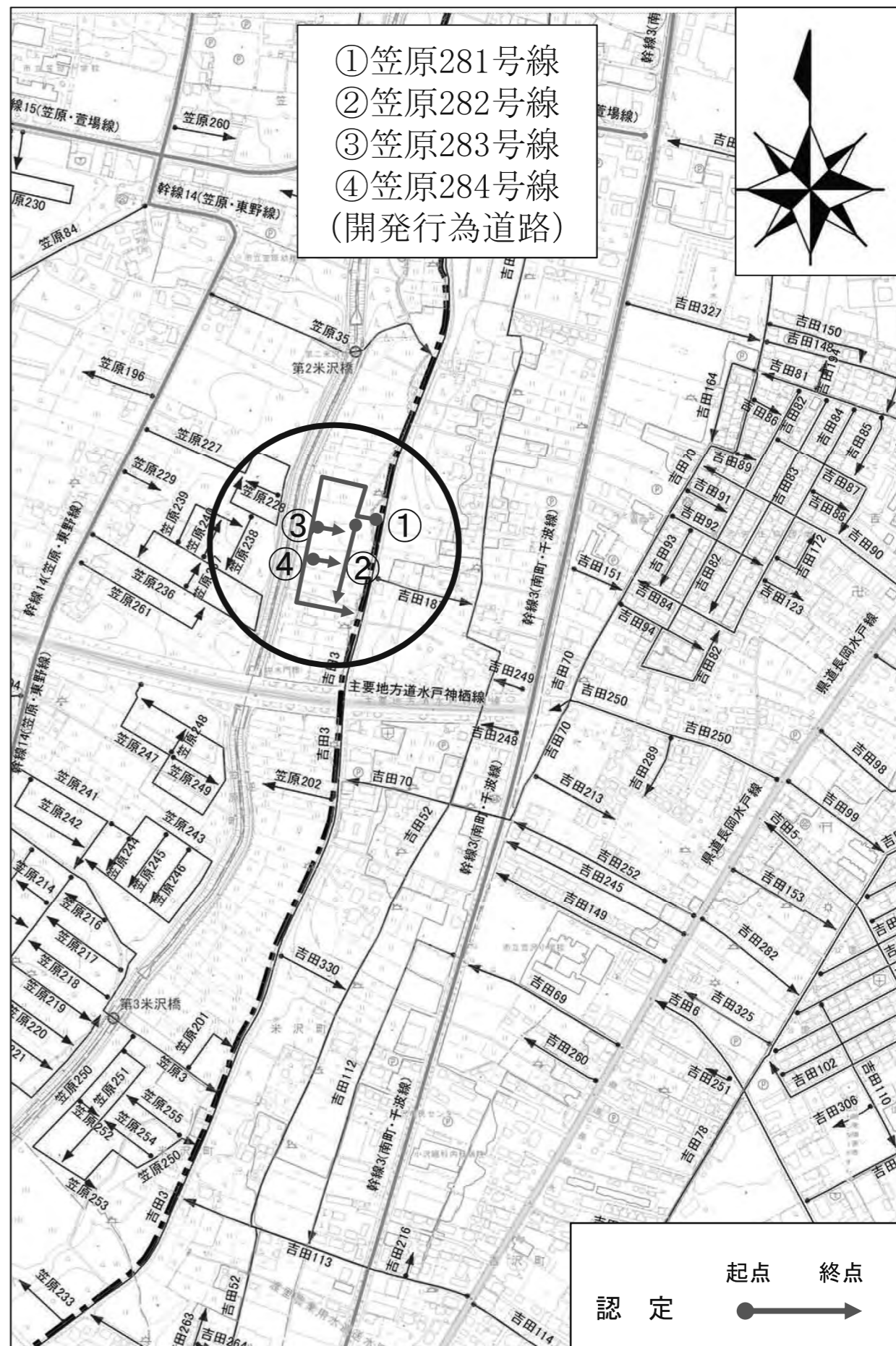
市道路線の認定の位置図



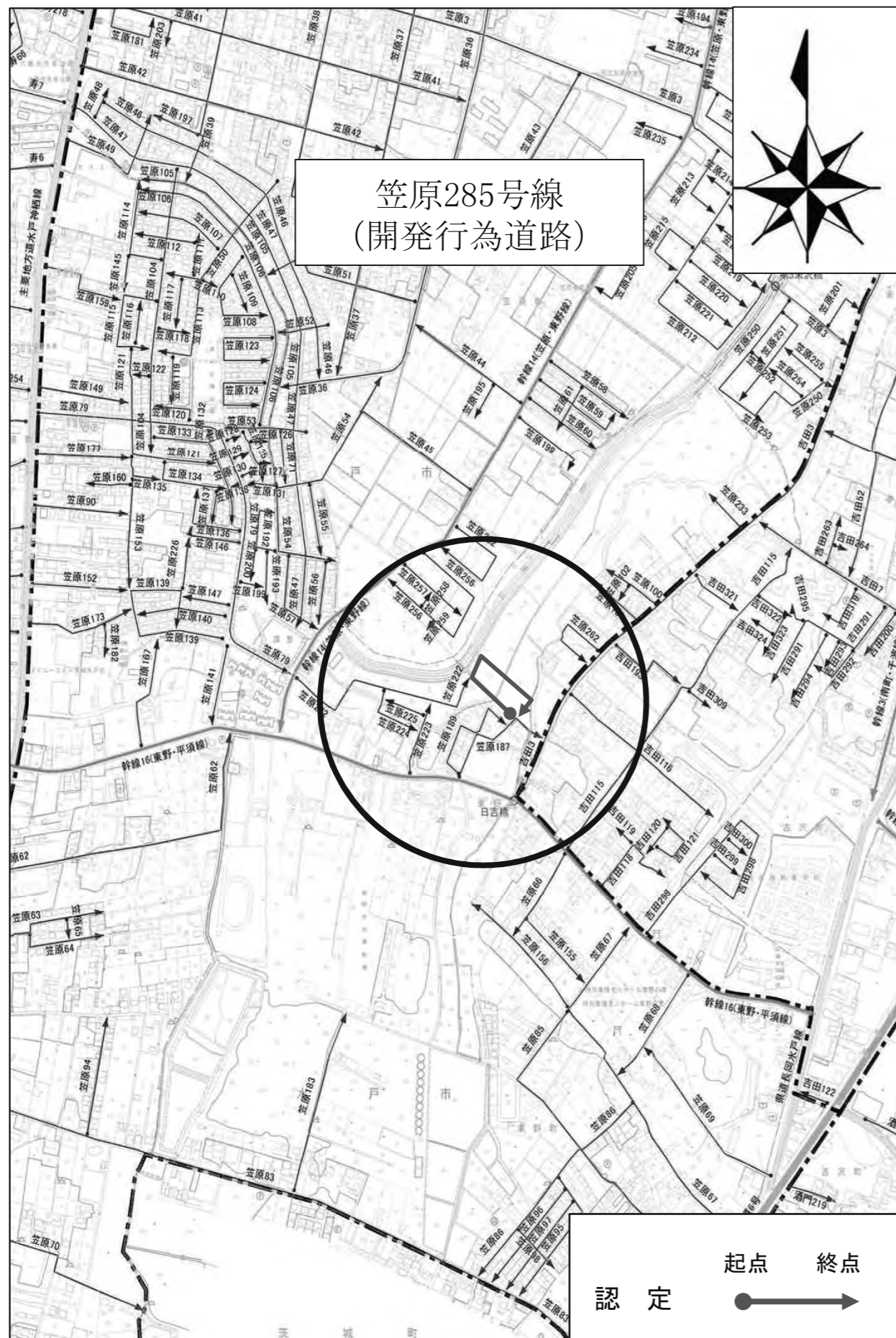
市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



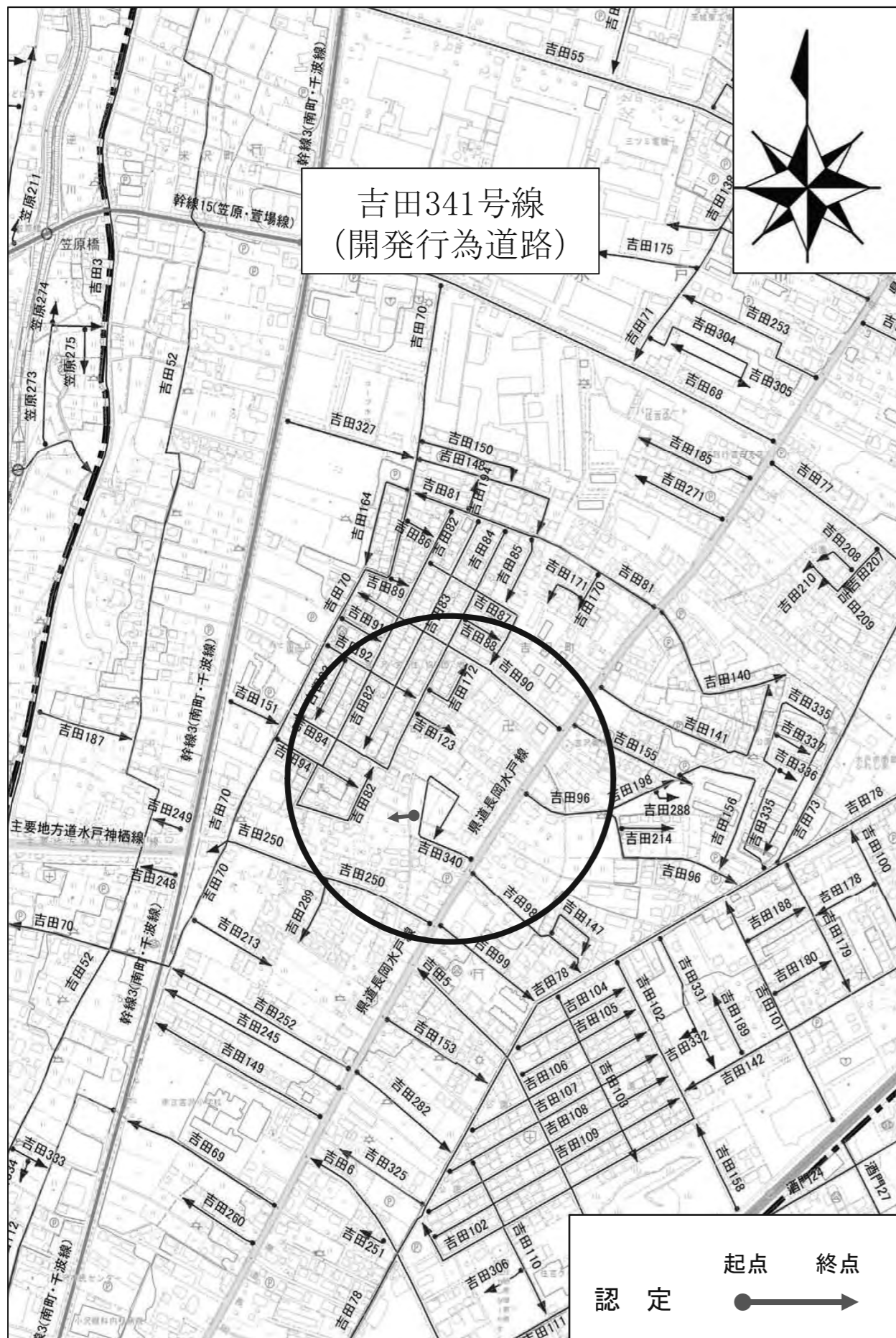
市道路線の認定の位置図



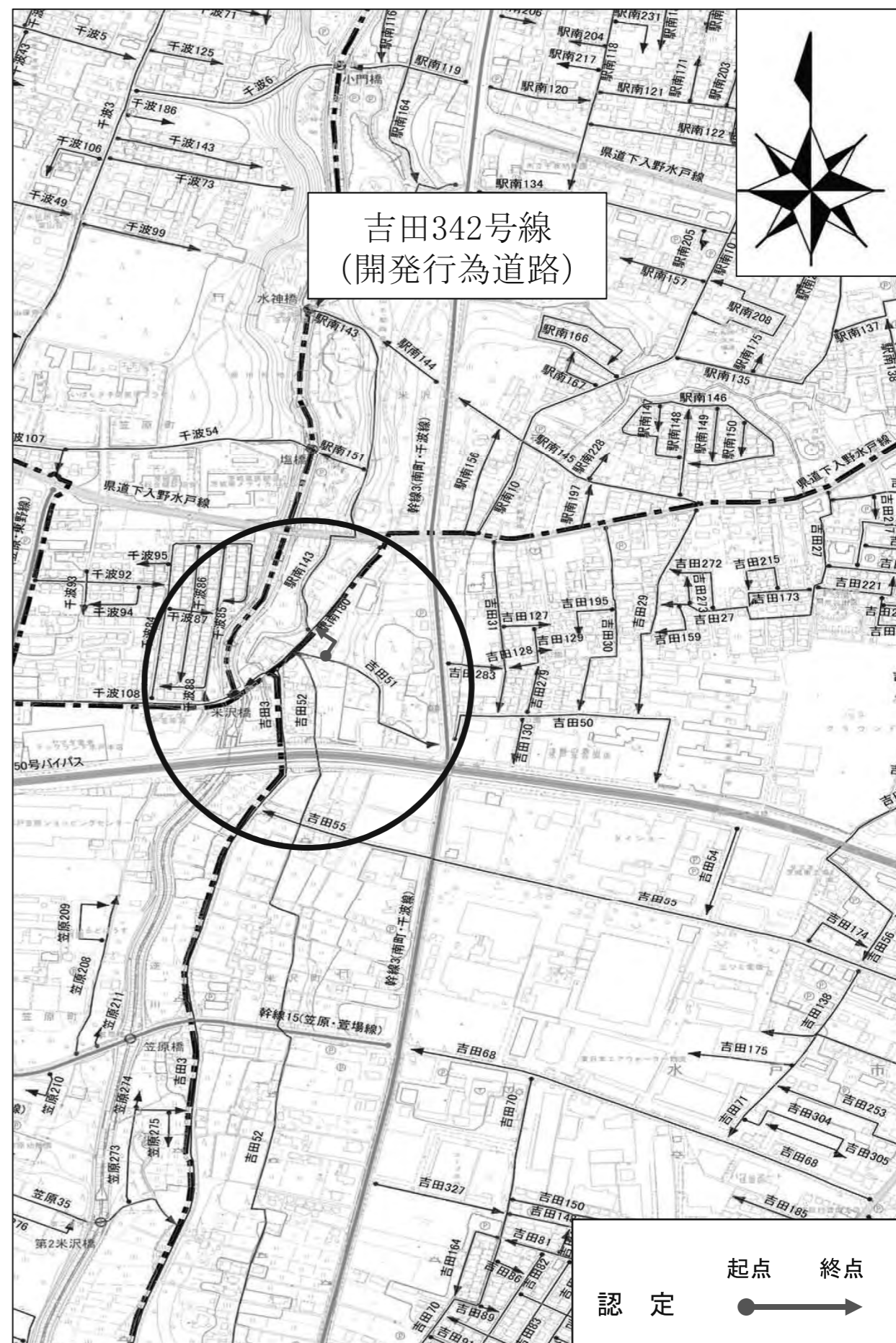
市道路線の認定の位置図



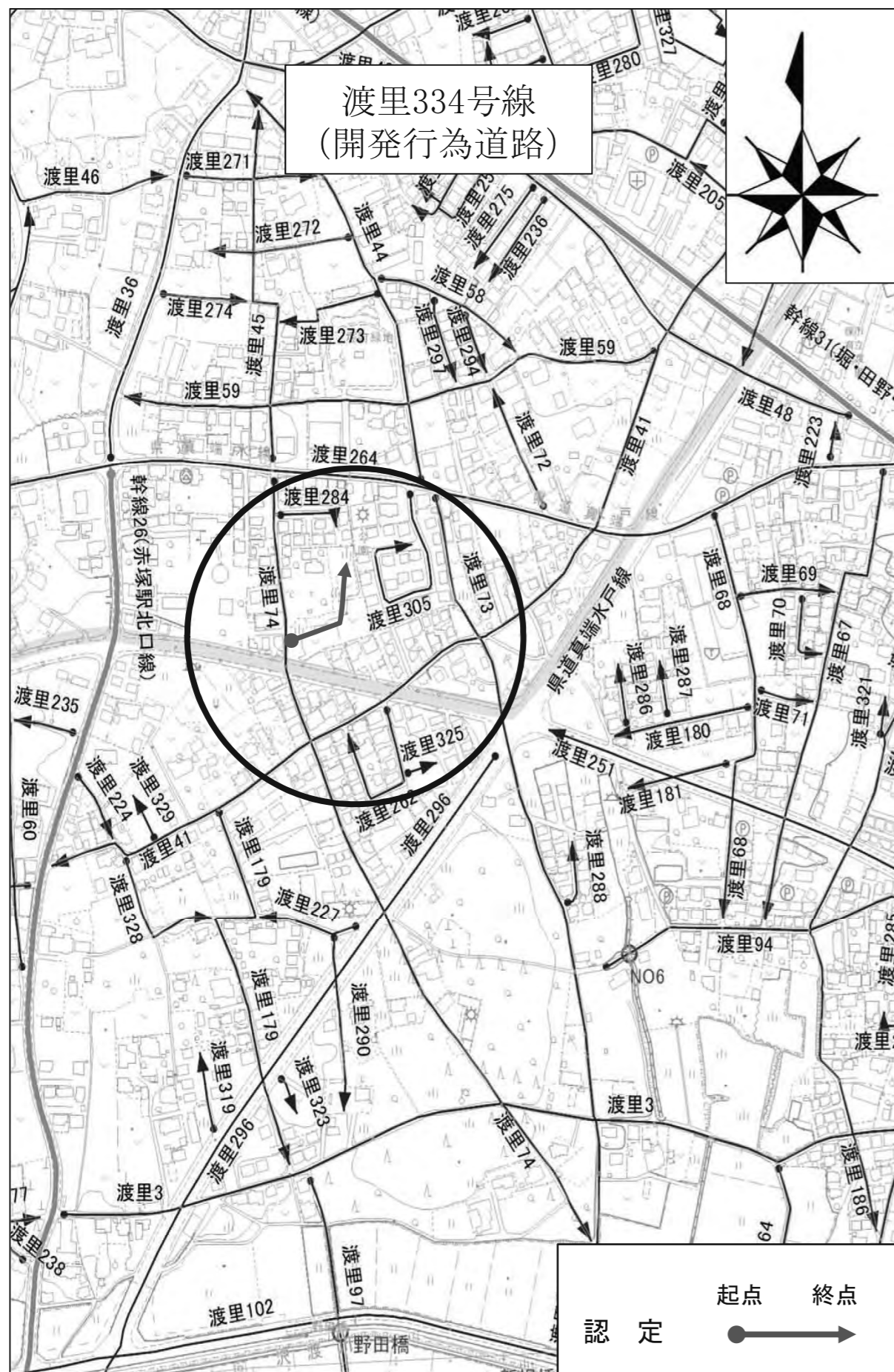
市道路線の認定の位置図



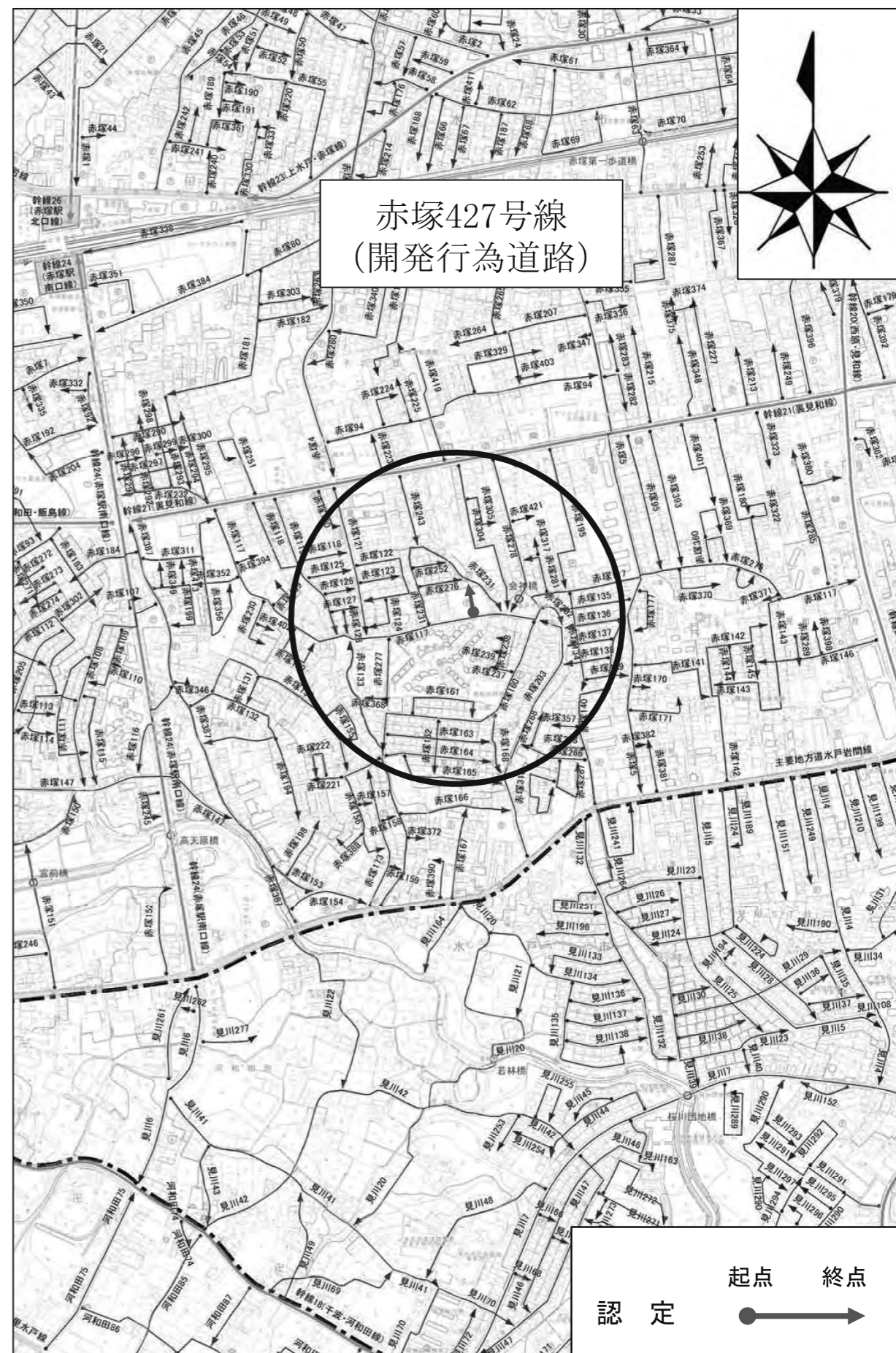
市道路線の認定の位置図



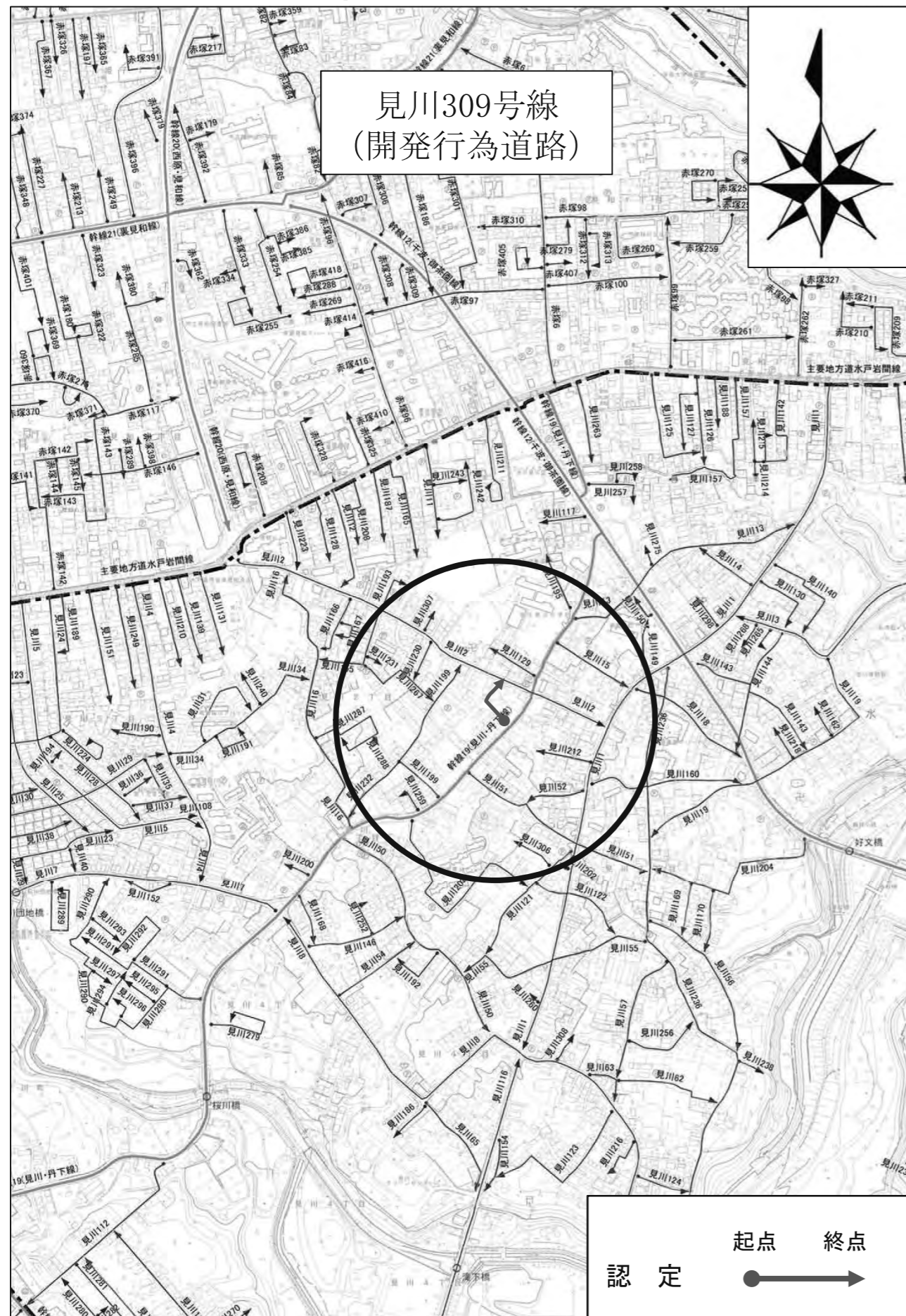
市道路線の認定の位置図



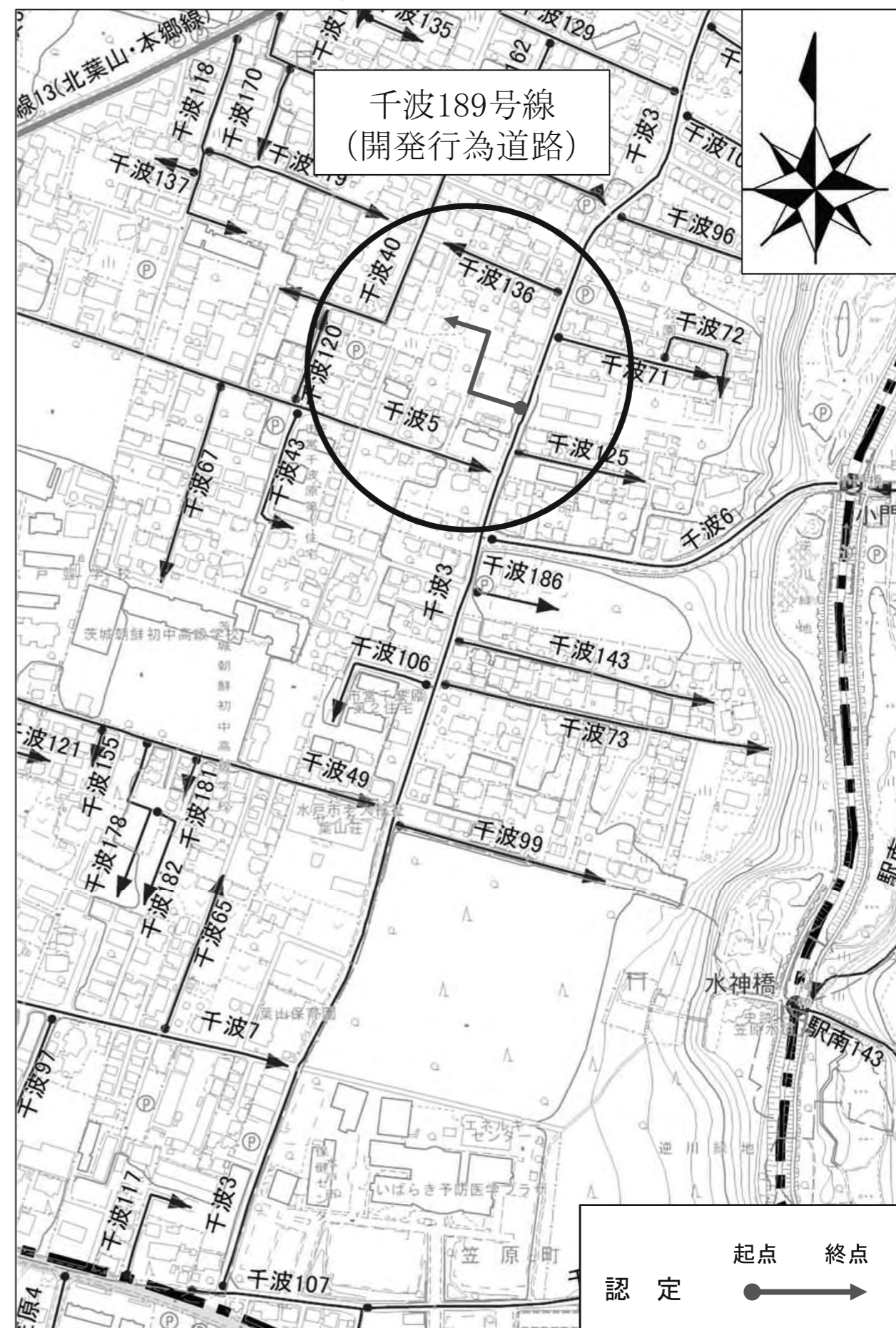
市道路線の認定の位置図



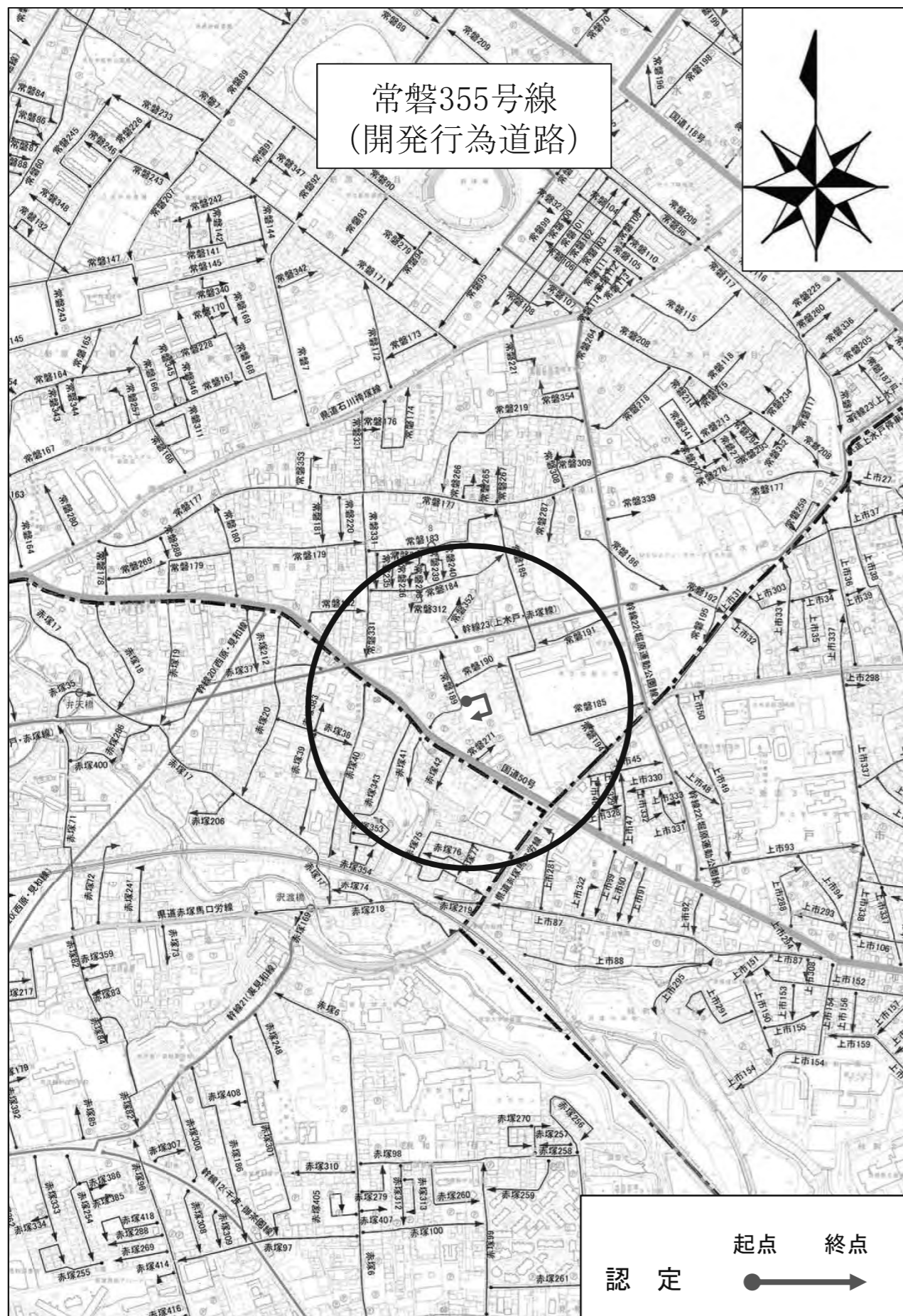
市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



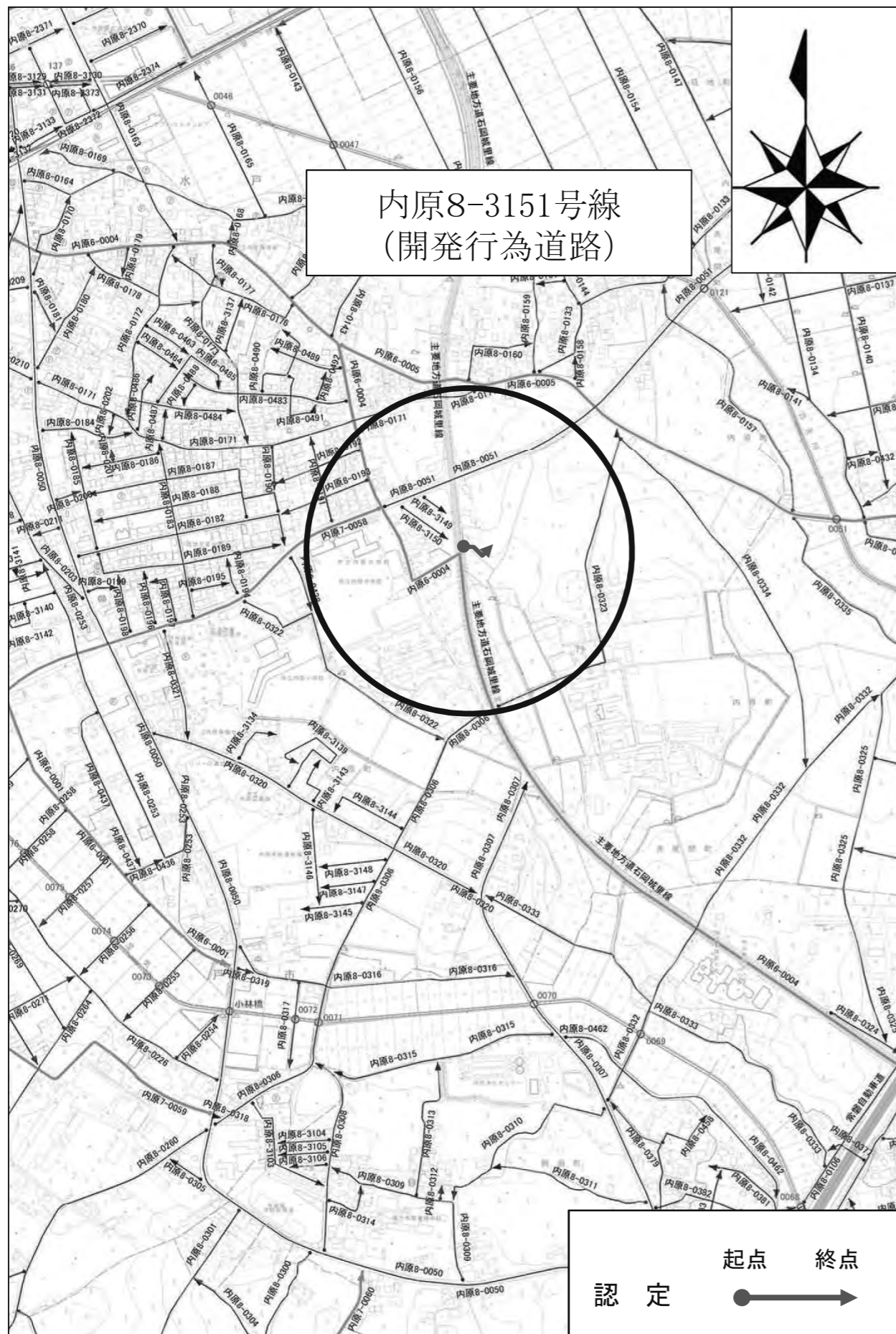
市道路線の認定の位置図



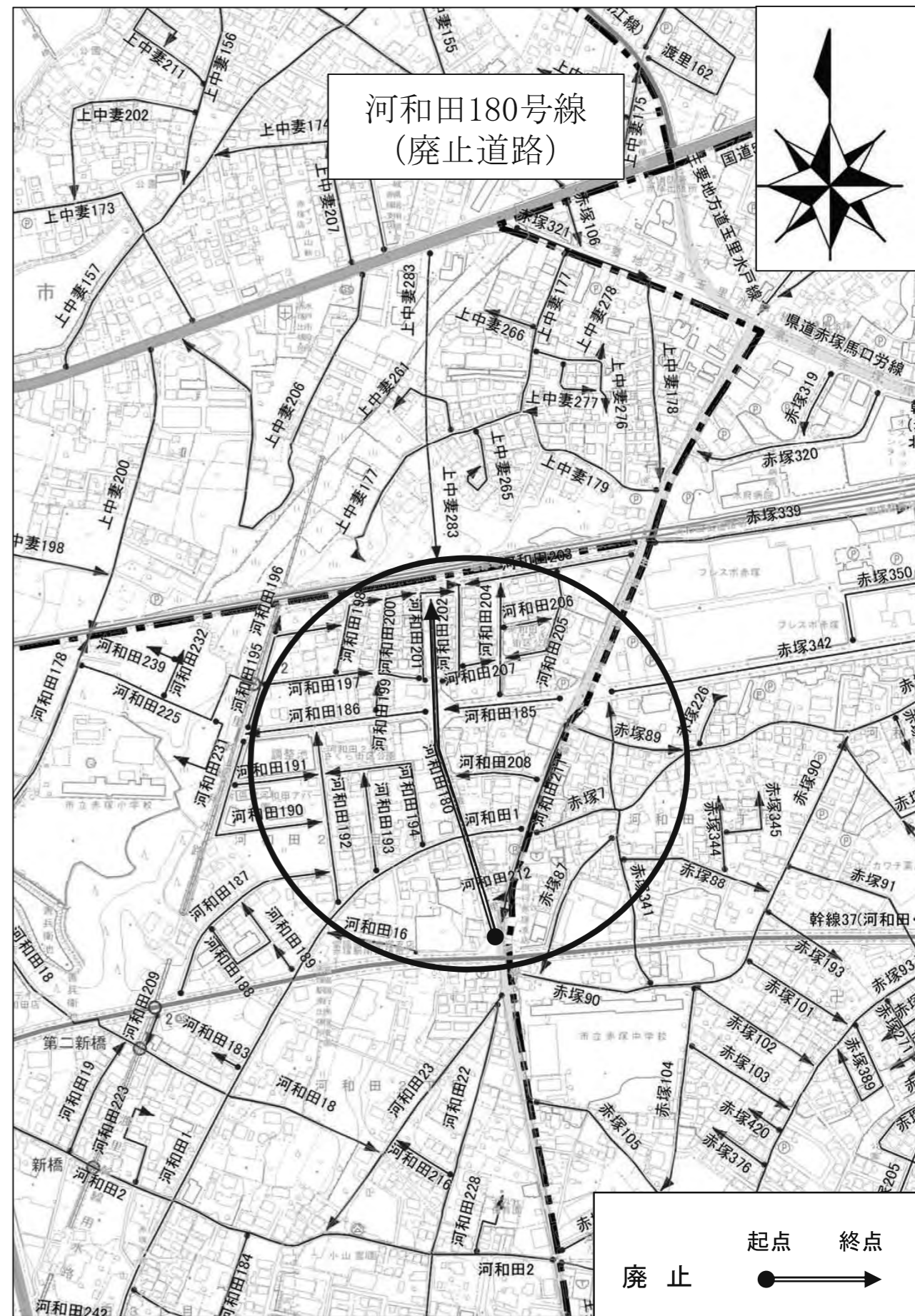
市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図



市道路線の廃止の位置図



新斎場建設工事請負契約の締結について

新斎場建設工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

1 工 事 名	新斎場建設工事
2 契 約 金 額	1,927,200,000円
3 契約の相手方	株木・菅原・雲井・田口建特定建設工事共同企業体
代表者	水戸市吉沢町311番地1 株木建設株式会社 代表取締役 株 木 康 吉
構成員	水戸市吉沢町311番地1 株木建設株式会社 代表取締役 株 木 康 吉
構成員	水戸市白梅1丁目2番33号 菅原建設株式会社 代表取締役 下 田 徳 行
構成員	水戸市小泉町267番地1 株式会社雲井工務店 代表取締役 雲 井 万 貴 子
構成員	水戸市城南3丁目12番6号 田口建設工業株式会社 代表取締役 田 口 恵 一 郎

令和4年12月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋
(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

新斎場建設電気設備工事請負契約の締結について

新斎場建設電気設備工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 新斎場建設電気設備工事 |
| 2 契 約 金 額 | 239,525,000円 |
| 3 契約の相手方 | 泰明・江沼・入江特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市酒門町5039番地の2
泰明電設株式会社
代表取締役 海老澤 健 |
| 構成員 | 水戸市酒門町5039番地の2
泰明電設株式会社
代表取締役 海老澤 健 |
| 構成員 | 水戸市自由が丘4番11号
江沼電機工業株式会社
代表取締役 江 沼 豊 |
| 構成員 | 水戸市大工町2丁目3番23号
株式会社入江電機工業所
代表取締役 入 江 元 |

令和4年12月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

新斎場建設機械設備（空調）工事請負契約の締結について

新斎場建設機械設備（空調）工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 新斎場建設機械設備（空調）工事 |
| 2 契 約 金 額 | 279,400,000円 |
| 3 契約の相手方 | 暁飯島・高橋・丸大特定建設工事共同企業体 |
| 代表者 | 水戸市千波町2770番地の5
暁飯島工業株式会社
代表取締役 植 田 俊 二 |
| 構成員 | 水戸市千波町2770番地の5
暁飯島工業株式会社
代表取締役 植 田 俊 二 |
| 構成員 | 水戸市大串町952番地 4
高橋商事株式会社
代表取締役 高 橋 正 光 |
| 構成員 | 水戸市酒門町4456番地の5
丸大燃工株式会社
代表取締役 大曾根 庸 介 |

令和4年12月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

市議会議案第90号

新斎場建設火葬炉設備工事請負契約の締結について

新斎場建設火葬炉設備工事請負契約を次のように締結するものとする。

記

- 1 工 事 名 新斎場建設火葬炉設備工事
- 2 契 約 金 額 219,670,000円
- 3 契約の相手方 新潟県新潟市北区島見町3307番地16
富士建設工業株式会社
代表取締役 鳴 海 利 彦

令和4年12月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市消防本部南消防署移転改築工事請負契約の変更について

水戸市消防本部南消防署移転改築工事請負契約を次のように変更するものとする。

記

令和2年12月22日議決された市議会議案第171号水戸市消防本部南消防署移転改築工事請負契約の締結についての契約金額中「1,138,500,000円」を「1,143,022,100円」に改める。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の相手方 | 葵・要・大内特定建設工事共同企業体 |
| | 代表者 | 水戸市五軒町2丁目2番7号
株式会社葵建設工業
代表取締役 栗原 真由子 |
| | 構成員 | 水戸市五軒町2丁目2番7号
株式会社葵建設工業
代表取締役 栗原 真由子 |
| | 構成員 | 水戸市白梅1丁目2番36号
株式会社要建設
代表取締役 高野 賢 |
| | 構成員 | 水戸市東台1丁目10番6号
株式会社大内工務店
代表取締役 大内 常男 |
| 2 | 増額 | 4,522,100円 |

財産の取得について

水戸市民会館スチール家具として、次により取得するものとする。

記

- 1 動産の表示 水戸市民会館スチール家具 一式
 - (1) 椅子 82脚
 - (2) 会議椅子 967脚
 - (3) 会議椅子用台車 14台
 - (4) 折り畳み椅子 6脚
- 2 取得価格 17,160,000円
- 3 契約の相手方 水戸市千波町209番地
株式会社家具インテリアアサノ
代表取締役 浅野 力

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋
(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、
予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

財産の取得について

水戸市民会館ピアノとして、次により取得するものとする。

記

1 動産の表示

- (1) フルコンサートグランドピアノ 2台
- (2) ピアノカバー 3枚
- (3) ピアノ椅子 3脚
- (4) グランドピアノ運搬車 3台
- (5) インシュレーター 3組

2 取得価格 71,152,620円

3 契約の相手方 水戸市東原2丁目6番5号
株式会社平山ピアノ社
代表取締役 平山桜子

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

財産の取得について

水戸市民会館ピアノとして、次により取得するものとする。

記

1 動産の表示

- (1) フルコンサートグランドピアノ 1台
- (2) グランドピアノ 1台
- (3) アップライトピアノ 1台
- (4) ピアノカバー 3枚
- (5) ピアノ椅子 3脚
- (6) ピアノ補助ペダル 2台
- (7) インシュレーター 3組

2 取得価格 26,316,367円

3 契約の相手方 水戸市泉町2丁目3番4号
株式会社川又楽器店
代表取締役 亀田 龍太郎

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

令和4年度水戸市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度水戸市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,561,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135,762,712千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の予算額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 30,771,905	千円 47,500	千円 30,819,405
	2 国庫補助金	10,585,368	47,500	10,632,868
21 繰越金		1,986,185	3,467,100	5,453,285
	1 繰越金	1,986,185	3,467,100	5,453,285
23 市債		17,212,800	47,200	17,260,000
	1 市債	17,212,800	47,200	17,260,000
歳入合計		132,200,912	3,561,800	135,762,712

歳出

款	項	補正前の予算額	補正額	計
2 総務費		千円 18,735,210	千円 3,096,400	千円 21,831,610
	1 総務管理費	16,412,248	3,096,400	19,508,648
3 民生費		52,708,332	32,300	52,740,632
	1 社会福祉費	24,052,376	24,000	24,076,376
	2 児童福祉費	18,920,960	8,300	18,929,260
4 衛生費		11,523,469	22,300	11,545,769
	1 保健所費	5,622,364	8,500	5,630,864
	3 墓園斎場費	635,936	3,800	639,736
	4 清掃費	4,556,784	10,000	4,566,784
6 農林水産業費		2,017,741	15,800	2,033,541
	1 農業費	1,992,547	15,800	2,008,347
8 土木費		16,161,805	139,600	16,301,405
	2 道路橋りょう費	3,809,388	54,000	3,863,388
	4 都市計画費	10,455,795	85,600	10,541,395
9 消防費		4,468,829	6,200	4,475,029
	1 消防費	4,468,829	6,200	4,475,029
10 教育費		12,839,606	249,200	13,088,806
	1 教育総務費	1,343,709	3,700	1,347,409
	2 小学校費	4,562,711	138,600	4,701,311
	3 中学校費	877,883	60,000	937,883
	4 幼稚園費	2,426,142	5,700	2,431,842
	5 社会教育費	997,484	16,200	1,013,684
	6 保健体育費	2,631,677	25,000	2,656,677
歳出合計		132,200,912	3,561,800	135,762,712

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
水戸の桜まつりに係る債務負担	令和4年度から 令和5年度まで	千円 3,000
水戸市いきいき交流センターあかしあ管理運営に係る債務負担	令和5年度から 令和7年度まで	122,300

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路橋りょう事業	千円 1,086,400	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。） なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。	千円 1,096,500	普通貸借又は債券発行	1.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	30年以内（据置期間を含む。） なお、公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換することができる。
都市計画事業	1,679,000				1,716,100			

市議会議案第96号

令和4年度水戸市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）

令和4年度水戸市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ58,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ998,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4 繰越金		千円 17,098	千円 58,000	千円 75,098
	1 繰越金	17,098	58,000	75,098
歳 入 合 計		940,000	58,000	998,000

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 卸売市場費		千円 889,840	千円 58,000	千円 947,840
	1 卸売市場費	889,840	58,000	947,840
歳 出 合 計		940,000	58,000	998,000

市議会議案第97号

令和4年度水戸市駐車場事業会計補正予算（第1号）

令和4年度水戸市の駐車場事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「別表債務負担行為補正」による。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
水戸市五軒町立体駐車場管理運営に係る債務負担	令和5年度から 令和7年度まで	千円 71,800

市議会議案第98号

令和4年度水戸市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）

令和4年度水戸市の農業集落排水事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18,500千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ814,500千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

報告第68号

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
6 繰入金		千円 546,600	千円 14,500	千円 561,100
	1 一般会計繰入金	519,200	14,500	533,700
7 繰越金		30,000	4,000	34,000
	1 繰越金	30,000	4,000	34,000
歳 入 合 計		796,000	18,500	814,500

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 農業集落排水事業費		千円 354,617	千円 18,500	千円 373,117
	1 農業集落排水事業費	354,617	18,500	373,117
歳 出 合 計		796,000	18,500	814,500

別 紙

水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年水戸市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第7号中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年11月1日処分

水戸市長 高 橋 靖

報告第69号

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、訴えの提起について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年6月7日 午前10時30分頃
事故発生場所	■■■■■■■■■■
和解の相手方	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■
事故の概要	北消防署職員■■■■■■■■■■は、消防車を運転し、上記場所において方向転換した際、相手方所有の車庫に接触した。 この結果、車庫が損傷したものである。
和解の条件	市は、■■■■■■■■■■に対し、損害賠償金として70,400円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年11月7日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年8月4日 午後零時35分頃
事故発生場所	██████████
和解の相手方	██████████ ██████████
事故の概要	廃棄物対策課職員██████████は、市有車を運転し、上記場所において後退した際、駐車していた相手方の車両に接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、██████████に対し、損害賠償金として637,186円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年11月10日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、交通事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

交通事故により生じた損害について，地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき，和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年6月17日 午前9時40分頃
事故発生場所	██████████
和解の相手方	██████████ ██████████
事故の概要	清掃事務所職員██████████は，市有車を運転し，上記場所において後退した際，相手方所有の塀に接触した。 この結果，塀が損傷したものである。
和解の条件	市は，██████████に対し，損害賠償金として116,600円を支払うものとする。

上記については，地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年11月14日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき，水戸市青柳町577番5地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて，別紙のように処分したから，同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市開江町2147番5地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和4年1月3日 午後8時30分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市開江町2147番5地先
和 解 の 相 手 方	██████████
事 故 の 概 要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、██████████に対し、損害賠償金として258,489円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年11月4日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市中河内町1250番1地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市中河内町1250番1地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年10月12日 午前6時頃
事故発生場所	水戸市中河内町1250番1地先
和解の相手方	<div style="background-color: black; width: 150px; height: 1.2em; display: inline-block;"></div>
事故の概要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和解の条件	市は、 <div style="background-color: black; width: 60px; height: 1.2em; display: inline-block;"></div> に対し、損害賠償金として3,825円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年11月11日処分

水戸市長 高橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市立見川中学校駐車場で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和4年12月5日提出

水戸市長 高橋 靖

別 紙

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市森林公園で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事故発生日時	令和4年9月3日 午後零時頃
事故発生場所	水戸市全隈町1416番1 水戸市森林公園
和解の相手方	● ●
事故の概要	市が管理する上記場所の樹木が倒れ、相手方のベビーカーに接触した。 この結果、相手方のベビーカーが損傷したものである。
和解の条件	市は、●に対し、損害賠償金として23,209円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和4年11月8日処分

水戸市長 高 橋 靖